

---

# はしがき

2007年11月11日(日)に平成19年度行政書士試験が実施され、明けて2008年1月28日(月)にその合格発表がありました。合格率は8.64%と2年連続して前年度の合格率を上回る結果となっています。しかし、この合格率上昇の主たる要因は、受験生のレベルアップであり、決して試験が易くなったわけではありません。むしろ、科目によっては難化したものもあります。行政書士試験は、2006年度から新試験制度となり、より本質的な力を試される試験となりました。そこで、多くの受験生がよりいっそうしっかりとした準備をして試験に臨み、その結果が合格率に反映されたものと思われまます。

では、そうした合格に必要な力を身につけるためには何をすべきなのでしょう？ 答えは簡単です。まず過去問レベルの知識をしっかりと習得すること。そして、模擬試験に臨み、新作問題を解いて応用力を身につけるとともに、本番のシミュレーションをすることです。全問正解しなくても合格することができます。むしろ満点を目指してしまうと、基本的な知識の習得がおろそかになり、却って合格から遠ざかるおそれがあります。間違ってもいたずらに細かい知識を増やすことに執心するべきではありません。

本書は『2007年版 出る順行政書士 重要事項がこれ1冊でチェックできる本』の改訂版であり、日頃「行政書士合格講座」をはじめとした、LECが誇る行政書士試験対策講座を担当している専任講師陣により厳選された、2008年度本試験合格に必要な最重要知識を掲載したものです。言わば「行政書士合格講座」でご提供している内容をこの1冊に凝縮しているのです。したがって、すでにある程度学習の進んでいる方にとっては、試験直前に知識整理を行う上で最適な1冊であると言えます。また、本書は、短期合格のペースメーカーとなる「2008スーパー速習講座」の使用教材でもあり、同講座を受講することで短時間での知識習得も可能になるでしょう。

ぜひ本書を有効活用して、2008年度本試験合格を勝ち取ってください。

2008年5月吉日

株式会社 東京リーガルマインド  
LEC総合研究所 行政書士試験部

---

# 本書の効果的10倍活用法

## 講師が伝授する 学習のポイント

### 憲法



本章では、「憲法」について学習していきます。法令の学習として始めて憲法を学ぶ方も、過去に中学校や高校の授業で一度は触れたことがあることでしょう。では、その憲法は一体何のために存在するのでしょうか。

### 出題の状況

過去の本試験を分析。

### 学習のポイント

各章の冒頭に講師からのアドバイスを掲載。

### 出題の状況

#### 憲法（人権）

| 項目            | 00 | 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 |
|---------------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 基本的人権総論       |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 人権享有主体性       |    |    |    |    | *  |    |    | *  |
| 特別の法律関係における人権 |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 私人間効力         |    |    |    |    |    |    | *  |    |
| 新しい人権         |    | *  |    |    |    |    |    |    |
| 法の下の平等        |    |    |    |    | *  |    |    | *  |
| 思想・良心の自由      |    |    |    |    |    |    |    |    |

### テーマ

本試験の傾向にあわせて、20テーマに大別。

総まとめ

## 6 民法（家族法）

### 1 親族総論

#### 1 親族法の特徴

親族法とは、**身分関係**を規律する法律であり、家庭・家族関係をめぐり争いが生じたときに、その解決方法を規律するものである。身分上の法律効果を発生させる法律行為（婚姻、協議離婚等）を**身分行為**という。身分行為は、**本人の意思**を尊重することが要請されるが、民法総則の規定とは別の定めがなされていることがある（婚姻/731条、737条、遺言/961条、962条）。

### 重要度

重要度をA,Bにランクづけ。学習の必要性が一目でわかります。

### 判例

試験に必須の重要判例を掲載。

### 重要語句

重要語句は赤字で表記。付属のチェックシートを使用すれば、文字が消え、重要ポイントの確認ができます。

#### 2 私人間効力に関する判例

##### ■三菱樹脂事件（最判昭48.12.12）

争点：①憲法の人権規定が私人間に適用されるか。

②特定の思想を有することを理由に本採用を拒否することは14条の「信教」による差別にあたりないか。

判旨：①憲法の人権規定（本件では19条、14条）は、国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、**私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない**。私人間に及ぶ人権の侵害については、**具体的立法または民法の一般条項の適切な運用を通じて対応すべきである（間接適用原則）**。

②会社は、雇用の自由を有することから、特定の思想・信教を有することを理由として、雇入れを拒んだとしても、当然に違法とはいえない。

**2 大都市に関する特例**

|          |  |
|----------|--|
| (政令)指定都市 | 政令で指定する人口50万以上の都市について、都道府県に近い権限を与えるもの(252条の19以下)                 |
| 中核市      | 政令で指定する人口30万以上の市について、政令指定都市に準ずる権限を与えるもの(252条の22以下) <b>2006改正</b> |
| 特別市      | 人口20万以上の市を政令により指定し、都道府県事務のうち政令で定める一定数の事務を移管するもの(252条の26の3以下)     |

13 地方自治法 237

**法改正点**  
近年の法改正点が一目瞭然。

**図**  
権利関係などはイメージしやすいように図で表記。

**1 内容**  
債権譲渡とは、債権の内容の同一性を変えないで、債権を移転することを目的とする契約である。

|                  |   |
|------------------|---|
| <b>自由譲渡性</b>     | 債権は原則として譲渡性を有する。(466条1項本文)  |
| <b>譲渡制限</b>      | ①性質上譲渡を許さない債権。②当事者が譲渡禁止の特約をした債権。③法律上譲渡が禁止されている債権については、譲渡が制限されている              |
| <b>債務者への対抗要件</b> | 債権譲渡の事実を債務者に対抗するためには、譲渡人から債務者に対する通知または債務者の承諾が必要である。(467条1項)                   |
| <b>第三者への対抗要件</b> | 債権譲渡を債務者以外の第三者に対抗するためには、譲渡人からの確定日付のある <b>証書</b> による通知または債務者の承諾が必要である。(467条2項) |

**2 債務者の抗弁事由**  
債権譲渡があっても、債務者は債権者に対して対抗できた抗弁を譲受人にも対抗できるのが原則である(468条2項)。しかし、債務者が異議をとどめない承諾をした場合には、これらの抗弁権を喪失することになる(468条1項)。

**試験のツボ**  
債権が多重に譲渡され、いずれも確定日付のある証書による通知または承諾の場合、通知または承諾に付された確定日付の先後ではなく、確定日付のある証書による通知の到達した日時または確定日付のある債務者の承諾の日時先後で決まるとされています(裁判例49.3.7)。

**表**  
各項目の重要事項・ポイントを表にして整理。知識の総まとめに最適です。

**復習問題 1 憲法(人権)**

第1章

1 日本に在留する外国人のうちでも、永住者であって、その居住する区域の地方公共団体と密着な関係をもつ者について、法律をもって、地方参政権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されていない。  
○ そのとおり(定住外国人の地方参政権/最判平7.3.28)。

2 基本的人権の保障は、在留外国人にも等しく及ぶため、社会保障上の施策において、日本国民と異なった扱いをすることは認められない。  
× 社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、特別の条約のない限り、立法府の裁量の範囲に属する(塩見訴訟/最判平元.3.2)。

3 税理士会が政党等に政治献金することは、法人の「目的の範囲内」の行為といえない。  
○ そのとおり(南九国税理士会事件/最判平8.3.19)。

4 公務員は、法律により主要な勤務条件が定められ、身分が保障されているほか、適切な代償措置が講げられているから、労働基本権を制限することは

**試験のツボ**  
学習に必要なアドバイスを明示。これを活用することで、より効果的な学習が可能になります。

**復習問題**  
チェックテストで知識の確認。

---

# 本書のタイプ別利用法

## A 初めて学習する方や、学習を始めてまだ日が浅い方

本書は合格に必要なかつ最小限の情報を図表を中心に掲載しています。初めて学習する方は、全体像を理解するために最初から最後まで丁寧に読み進めてください。また、図表の前後にある説明文が、図表を理解するための前提的な知識となりますので、疑問が生じた項目については、テキストなどを参考にして解消するように努めてください。これを繰り返すことで合格に必要な知識を身につけることができます。

## B ある程度学習が進んでいるが、基礎力に不安のある方

本書は原則として1ページ1項目というコンパクトな構成になっています。自分の弱点が把握できている人はまずその項目から読んでいくとよいでしょう。また、本書を読む際には、必ず関連過去問も解いてみてください。すでに何度か解いていて答えを覚えてしまった、という場合は「どうしてその肢が正解なのか?」「どうして他の肢はダメなのか?」という「Why?の視点」を意識しましょう。

## C 直前期に利用する方

本書は項目別に整理し、手軽に必要な最小限の知識を見渡せるように、工夫してあります。自分の知識に穴がないかを短時間で確認でき、やるべきことが多い直前期に威力を発揮するでしょう。

## D 講座を利用してしっかりと“理解”する

本書は、短期合格を目指す「**スーパー速習講座**」の使用テキストでもあります。本講座を受講することで、一人ではよく理解できなかった箇所や重要ポイントが明確になり、正しい知識を身につけることができるでしょう。

### チェックシート利用法

添付のチェックシートを使用すると、赤字で記載されている文字が隠れます。これにより、重要ポイントが自然と記憶に残り、多肢選択式や記述式対策（ポイントの理解）としても威力を発揮するでしょう。

---

# CONTENTS

はしがき

本書の効果的10倍活用法

本書のタイプ別利用法

行政書士試験ガイダンス

## 法令編

### 第1章 憲法

◆講師が伝授する学習のポイント—————4

#### 1 憲法(人権)—————8

1 基本的人権総論 / 2 人権享有主体性① / 3 人権享有主体性② / 4 特別の法律関係における人権 / 5 私人間効力 / 6 新しい人権 / 7 法の下での平等① / 8 法の下での平等② / 9 思想・良心の自由 / 10 信教の自由 / 11 学問の自由 / 12 表現の自由① / 13 表現の自由② / 14 表現の自由③ / 15 表現の自由④ / 16 職業選択の自由・居住移転の自由 / 17 財産権① / 18 財産権② / 19 社会権① / 20 社会権② / 21 人身の自由 / 22 参政権・受益権 / 復習問題

#### 2 憲法(統治)—————35

1 国民主権 / 2 権力分立 / 3 国会 / 4 衆議院の優越① / 5 衆議院の優越② / 6 国会の活動 / 7 国会の権能・議員特権 / 8 議院の権能 / 9 内閣 / 10 内閣総理大臣と内閣の権能 / 11 内閣の総辞職 / 12 司法権 / 13 司法権の限界① / 14 司法権の限界② / 15 裁判所 / 16 司法権の独立 / 17 国家の財政 / 18 地方自治 / 19 憲法改正・最高法規性 / 20 天皇 / 21 戦争の放棄 / 復習問題

## 第2章 民法（総則・物権法）

◆講師が伝授する学習のポイント ————— 60

### 3 民法（総則） ————— 64

1 民法の構造 / 2 自然人 / 3 制限行為能力者制度① / 4 制限行為能力者制度② / 5 制限行為能力者制度③ / 6 失踪宣告 / 7 無効と取消し / 8 法人① / 9 法人② / 10意思の不存在① / 11意思の不存在② / 12瑕疵ある意思表示 / 13代理総論 / 14無権代理① / 15無権代理② / 16無権代理③ / 17時効総論 / 18時効各論 / 復習問題

### 4 民法（物権法） ————— 85

1 物権総論 / 2 不動産物権変動① / 3 不動産物権変動② / 4 不動産物権変動③ / 5 不動産物権変動④ / 6 不動産物権変動⑤ / 7 動産物権変動① / 8 動産物権変動② / 9 占有権① / 10占有権② / 11所有権① / 12所有権② / 13用益物権 / 14担保物権総論① / 15担保物権総論② / 16留置権・先取特権 / 17質権① / 18質権② / 19抵当権① / 20抵当権② / 21抵当権③ / 22抵当権④ / 復習問題

## 第3章 民法（債権法・家族法）

◆講師が伝授する学習のポイント ————— 112

### 5 民法（債権法） ————— 116

1 債権総論 / 2 債権の目的 / 3 債権の効力 / 4 責任財産の保全① / 5 責任財産の保全② / 6 多数当事者間の債権債務① / 7 多数当事者間の債権債務② / 8 債権譲渡 / 9 債権の消滅① / 10債権の消滅② / 11債権の消滅③ / 12契約総論 / 13契約の種類 / 14同時履行の抗弁権 / 15危険負担 / 16解除 / 17贈与契約 / 18売買契約 / 19売主の担保責任 / 20賃貸借契約 / 21使用貸借契約 / 22消費貸借契約 / 23請負契約・委任契約 / 24事務管理・不当利得 / 25不法行為 / 復習問題

## 6 民法 (家族法) ————— 151

1 親族総論 / 2 婚姻 / 3 親子 / 4 養子 / 5 相続 / 6 相続の効力 / 7 遺言 / 8 遺留分 / 復習問題

## 第4章 行政法 (総論・行政手続法等)

◆講師が伝授する学習のポイント ————— 166

## 7 行政法総論 ————— 170

1 行政法序論 / 2 法律による行政の原理 / 3 行政主体・行政機関 / 4 権限の代行 / 5 行政立法 / 6 行政計画 / 7 行政契約・行政指導 / 8 行政行為 / 9 行政行為の分類 / 10 行政行為の効力 / 11 行政行為の瑕疵 / 12 行政行為の取消し・撤回 / 13 行政行為の附款 / 14 行政上の強制手段 / 15 行政上の強制手段② / 16 行政上の強制手段③ / 復習問題

## 8 行政情報の管理 ————— 189

1 行政機関情報公開法① / 2 行政機関情報公開法② / 復習問題

## 9 行政手続法 ————— 192

1 総説 / 2 適用除外 / 3 申請に対する処分 / 4 不利益処分手続① / 5 不利益処分手続② / 6 不利益処分手続③ / 7 行政指導手続・届出手続 / 8 意見公募手続等 / 9 行政手続オンライン化法 / 復習問題

## 第5章 行政法 (救済法・地方自治法)

◆講師が伝授する学習のポイント ————— 206

## 10 行政不服審査法 ————— 210

1 総説① / 2 総説② / 3 総説③ / 4 不服申立ての要件 / 5 審理手続① / 6 審理手続② / 7 執行停止制度 / 8 裁決・決定 / 9 教示制度 / 復習問題

---

## 11 行政事件訴訟法 ————— 222

1 訴訟類型① / 2 訴訟類型② / 3 取消訴訟① / 4 取消訴訟② / 5 取消訴訟③ / 6 無効等確認の訴え / 7 義務付けの訴え / 8 差止めの訴え・無名抗告訴訟 / 復習問題

## 12 国家賠償・損失補償 ————— 232

1 国家賠償法① / 2 国家賠償法② / 3 損失補償 / 復習問題

## 13 地方自治法 ————— 237

1 地方公共団体の種類 / 2 地方公共団体の事務・直接請求 / 3 条例・規則、議会の組織 / 4 議会の権限・運営 / 5 執行機関 / 6 長と議会の関係 / 7 地方の財政・監査 / 8 住民監査請求 / 9 住民訴訟 / 10 公の施設 / 11 関与 / 復習問題

## 第6章 商法・会社法

◆講師が伝授する学習のポイント ————— 252

## 14 商法・会社法 ————— 256

1 商人・商行為概念 / 2 商行為通則 / 3 商業登記・商号 / 4 商業使用人・代理商 / 5 会社の概要・社員の種類・会社の種類 / 6 株式会社の設立・解散および清算 / 7 株式 / 8 株式会社の機関① / 9 株式会社の機関② / 10 責任追及等の訴え・差止請求権 / 11 会社の資金調達 / 12 組織再編 / 復習問題

## 第7章 基礎法学

◆講師が伝授する学習のポイント————— 276

### 15 基礎法学 ————— 278

1 社会規範としての法 / 2 法の種類 / 3 法の分類 / 4 法の解釈 / 5 司法制度改革① / 6 司法制度改革② / 7 司法制度改革③ / 8 法令用語等① / 9 法令用語等② / 10 法令用語等③ / 復習問題

## 一般知識編

## 第8章 政治・経済・社会

◆講師が伝授する学習のポイント————— 294

### 16 政治 ————— 296

1 近代民主政治 / 2 現代の民主政治 / 3 各国の主要な政治制度 / 4 選挙制度 / 5 日本の選挙制度① / 6 日本の選挙制度② / 7 政治集団 / 8 行政改革① / 9 行政改革② / 10 行政改革③ / 11 地方分権① / 12 地方分権② / 13 地方財政① / 14 地方財政② / 15 構造改革特別区域 / 16 国際連合 / 17 核軍縮① / 18 核軍縮② / 19 人権条約 / 20 性差別の撤廃 / 復習問題

### 17 経済 ————— 319

1 資本主義経済の発展 / 2 現代国際経済の展開① / 3 現代国際経済の展開② / 4 ヨーロッパにおける地域経済統合 / 5 戦後の日本経済の歩み / 6 金融① / 7 金融② / 8 財政の意義と機能 / 9 国債① / 10 国債② / 11 国家財政① / 12 国家財政② / 13 財政関連用語① / 14 財政関連用語② / 15 経済関連用語① / 16 経済関連用語② / 17 経済関連用語③ / 復習問題

## 18 社会 ————— 338

1 経済活動に関する社会問題① / 2 経済活動に関する社会問題② / 3 社会保険① / 4 社会保険② / 5 介護保険 / 6 社会的弱者の救済 / 7 食の安全 / 8 京都議定書① / 9 京都議定書② / 10 その他の環境関連条約 / 11 企業会計① / 12 企業会計② / 13 企業会計③ / 復習問題

## 第9章 情報通信・個人情報保護

◆講師が伝授する学習のポイント ————— 354

## 19 情報通信 ————— 356

1 行政手続オンライン化法 / 2 e-文書法 / 3 電子商取引 / 4 住民基本台帳ネットワークシステム / 5 情報通信分野に関する法律 / 6 インターネット関連用語① / 7 インターネット関連用語② / 8 情報通信関連用語① / 9 情報通信関連用語② / 復習問題

## 20 個人情報保護 ————— 367

1 個人情報保護法① / 2 個人情報保護法② / 3 個人情報保護法③ / 4 個人情報保護法④ / 5 個人情報保護法⑤ / 6 個人情報保護法⑥ / 7 個人情報保護法⑦ / 8 行政機関個人情報保護法 / 9 情報公開・個人情報保護審査会設置法 / 復習問題

索引 ————— 379

※「文章理解」は、重要事項をまとめた本という本書の性格上掲載していません。

---

# 行政書士試験ガイドンス

## 1 試験概要

|    |   |
|----|---|
| 日程 | 11月第2日曜日 午後1時～4時（3時間）   |
| 科目 | <p>○行政書士の業務に関し必要な法令等（46問／択一式・多肢選択式・記述式）</p> <p>憲法<br/>行政法（行政法の一般的な法理論・行政手続法・行政不服審査法・行政事件訴訟法・国家賠償法・地方自治法を中心とする）<br/>民法<br/>商法（会社法を含む）<br/>基礎法学</p> <p>※記述式は40字程度で記述するものが出題される。</p> <p>○行政書士の業務に関連する一般知識等（14問／択一式）</p> <p>政治・経済・社会<br/>情報通信・個人情報保護<br/>文章理解</p> |

## 2 試験に関するお問い合わせ先

財団法人 行政書士試験研究センター  
〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館1階  
TEL 03-5251-5600（試験専用）  
ホームページ <http://gyosei-shiken.or.jp>

---

### ③ 合否判定基準

2006年度から、試験制度が大幅に改正され、それに伴って、配点等も変更されました。

#### (1) 配点

| 試験科目  | 出題形式 |       | 出題数 | 満点   |
|-------|------|-------|-----|------|
| 法令等   | 択一式  | 5肢択一式 | 40問 | 160点 |
|       |      | 多肢選択式 | 3問  | 24点  |
|       | 記述式  |       | 3問  | 60点  |
|       | 計    |       | 46問 | 244点 |
| 一般知識等 | 択一式  | 5肢択一式 | 14問 | 56点  |
| 合計    |      |       | 60問 | 300点 |

(備考) 問題別配点

※択一式 5肢択一式 1問につき4点

多肢選択式 1問につき8点 空欄(ア～エ)一つにつき2点

※記述式 1問につき20点

#### (2) 合格基準点

次の要件のいずれも満たした者を合格とする。

- ① 行政書士の業務に関し必要な法令等科目の得点が、122点以上である者
- ② 行政書士の業務に関連する一般知識等科目の得点が、24点以上である者
- ③ 試験全体の得点が、180点以上である者

### ④ その他

#### (1) 受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、だれでも受験することができる。

#### (2) 出題形式

- ① 5肢択一式……1から5までの選択肢から正解を選ぶ。
- ② 多肢選択式……枠内(1～20)の選択肢から空欄ア～エに当てはまる語句を選ぶ。
- ③ 記述式……設問に対する解答を40字程度で記述する。

# 法令編

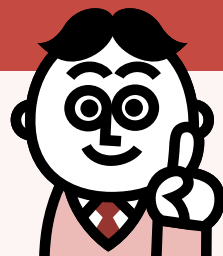
行政書士の業務に関し  
必要な法令等

# 第2章

# 民法

(総則・物権法)

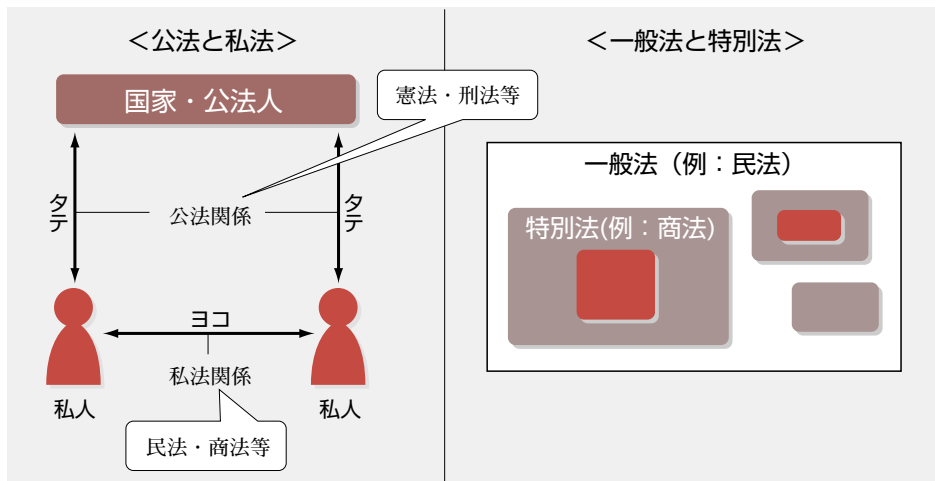
# 講師が伝授する 学習のポイント



## 民法 (総則・物権法)

### ① 民法とは

#### 【民法の概念】

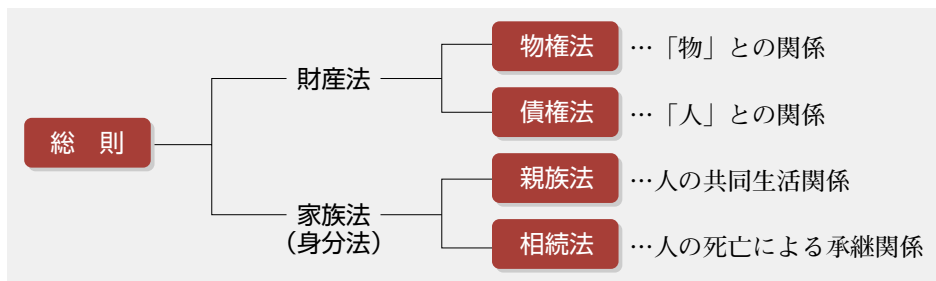


法はさまざまな観点から分類することができます。①国の組織や国と個人の間を規律した法を「公法」といい、個人と個人・個人と会社などの関係を規律した法を「私法」といいます。また、②一般的な関係を規律した法を「一般法」といい、特別な関係を規律した法を「特別法」といいます。

民法は、「私法の一般法」です。まずは、このことをおさえましょう。

## 2 民法の全体構造と学習のポイント

### 【民法の体系】



行政書士試験における私法系科目のメインとなるのが民法です。2006年度から始まった新試験制度において、高配点の記述式3問中2問が民法からの出題となったこともあり、実に総得点の5分の1を占めています。

民法は、大きく「総則」「物権法」「債権法」「親族法」「相続法」の5つに分類されます。

では、本章で学習する「総則」と「物権法」について簡単に触れましょう。

### 1 総則

「総則」は、民法全体に関わる分野です。ここでは、まず「制限行為能力者制度」をしっかりとおさえましょう。どのような類型があり、保護者や取引の相手方にはどのような権利が認められているのかが問われます。図表等を活用し、知識を整理しておきましょう。次に重要な項目は、何といたっても「代理」です。契約書作成の代理権を有する行政書士にとっては必須の知識といえます。ここでは「狭義の無権代理」や「表見代理」といった一歩進んだ知識まで理解するように努めてください。

### 2 物権法

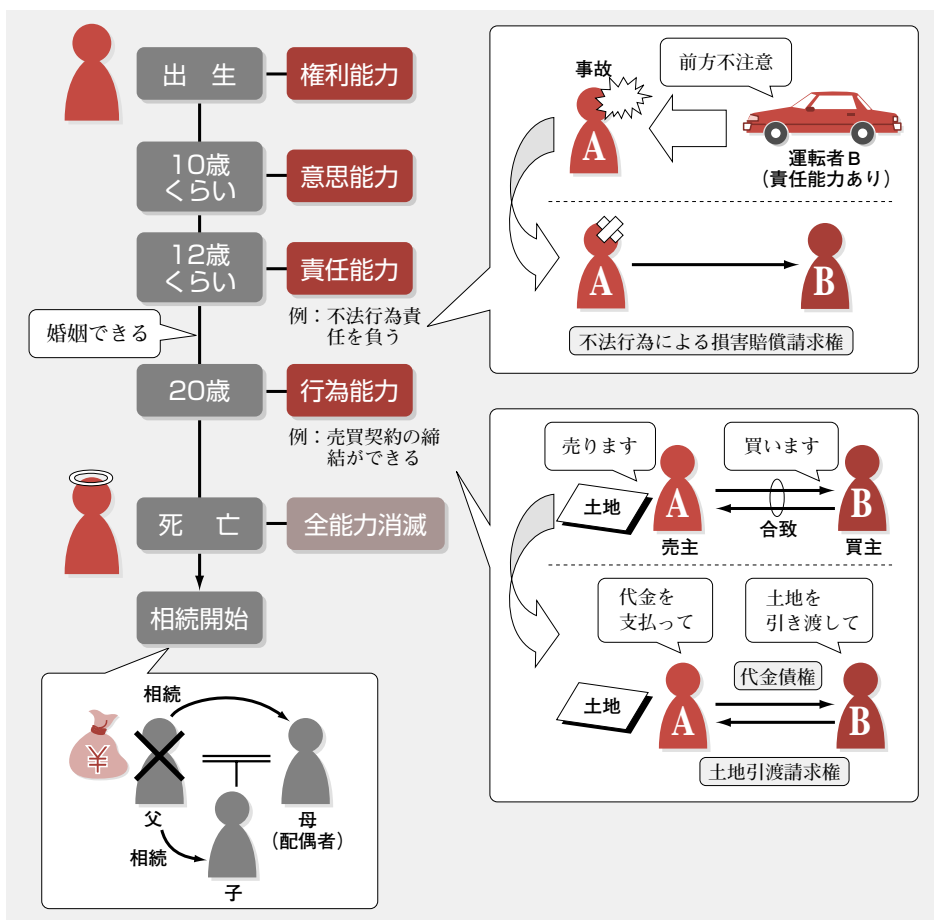
まず「物権変動」をしっかりとおさえましょう。特に、「不動産物権変動」は頻出であり、対抗要件である「登記」に関する理解がポイントです。問題を解く際には、余白に図を描きながら事実関係を正確に把握するよう心掛けましょう。

次に重要な項目は「所有権」です。権利侵害に対して、所有権者はどのような主張ができるのでしょうか。しっかり答えられるようにしておきましょう。

最後に、担保物権の中の「抵当権」も重要です。抵当権はどのような場合に利用されるのでしょうか。他の担保物権（質権等）との差異にも注目してください。

### 3 民法との関わり ～身近な法律～

#### 【人の一生と民法の関わり】



現在、社会にはたくさんの法令が存在しますが、民法は、人が出生してから死亡するまでのあらゆる段階に関わってくる法律です。つまり、私達にとって、とても「身近な法律」といえるでしょう。学習にあたっては、自分に置き換える等、具体的な場面をイメージしながら進めるようにしましょう。本試験においても、民法は、事例形式で問われます。そこで、単に知識を有しているだけでは点数につながりません。求められるのは、「具体的な事例にあてはめて問題を解決できる高い能力」なのです。このように、身近ですが奥深い点が民法の面白味でもあるのです。

## ・ 出題 の 状 況 ・

### 民法（総則）

| 項目                      | 00 | 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 |
|-------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 自然人<br>(権利能力・意思能力・行為能力) |    |    |    |    | ★  |    |    |    |
| 制限行為能力者制度               |    |    |    |    |    | ★  | ★  |    |
| 失踪宣告                    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 無効と取消し                  |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 法人                      |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 意思の不存在<br>(心裡留保・錯誤)     |    |    | ★  |    |    |    |    |    |
| 瑕疵ある意思表示<br>(詐欺・強迫)     |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 代理                      | ★  |    |    | ★  |    |    |    | ★  |
| 時効                      |    |    |    |    |    |    |    | ★  |

### 民法（物権法）

| 項目      | 00 | 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 |
|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 物権総論    | ★  |    |    |    |    |    |    |    |
| 不動産物権変動 |    |    |    | ★  |    | ★  |    |    |
| 動産物権変動  |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 占有権     |    |    | ★  |    |    |    |    |    |
| 所有権     |    | ★  |    | ★  | ★  |    | ★  | ★  |
| 用益物権    |    |    |    |    |    |    | ★  |    |
| 担保物権総論  |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 留置権     |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 先取特権    |    |    |    |    |    |    |    | ★  |
| 質権      |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 抵当権     |    | ★  |    |    | ★  |    | ★  |    |

受講生限定だったあの門外不出の  
テキストが手に入ります！

## レジュメオーダー販売

### 民法を得点源にする！「民法徹底攻略セット」

民法について不安や苦手意識を払拭したい方、基礎から応用までひと通り学習されたい方には最適です。

詳しくはWebで

# 3 民法 (総則)

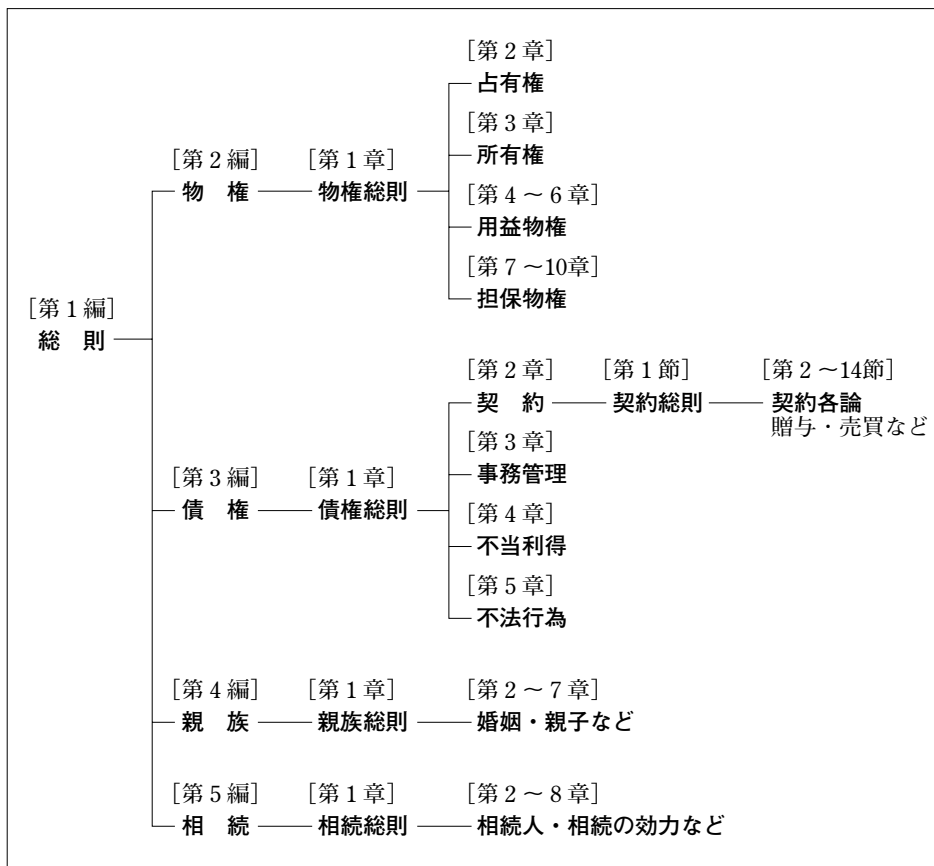
## 1 民法の構造

重要度

B



### 【民法の全体構造】



### 試験のツボ

民法の範囲は膨大であるうえに、本試験における出題の難易度も高くなっています。したがって、民法の全体構造や制度の趣旨などをひと通り学習した後は、過去に出題されたテーマから学習を進めていくことが重要です。

## 2 自然人

重要度

B



第  
2  
章

### 1 権利能力

|    |   |
|----|---|
| 意義 | <b>権利能力</b> とは、権利義務の帰属主体となりうる地位または資格のことをいい、すべての自然人と <b>法人</b> に認められる  |
| 始期 | 原則：人の権利能力は <b>出生時</b> に発生する<br>例外： <b>胎児</b> の取扱い<br>①原則：胎児は人ではないから、原則として権利能力を有しない<br>⇒判例（大判昭7. 10. 6）は、胎児の間には権利能力はなく、無事に生まれると相続の開始や不法行為の時に <b>遡って</b> 権利能力を取得すると解している<br>②例外：不法行為に基づく <b>損害賠償請求権</b> （721条）、 <b>相続</b> （886条）、 <b>遺贈</b> （965条）の場合は、例外的に権利能力が認められる |
| 終期 | 人の権利能力は、 <b>死亡</b> によって消滅する   |

### 2 意思能力

|    |  |
|----|--|
| 意義 | <b>意思能力</b> とは、自己の行為の結果を弁識できるだけの精神能力のことをいう<br>⇒意思能力は、大体7～10歳の子供の精神能力である<br>⇒大人でも、泥酔者等は意思能力を有しないと判断されることがある |
| 効果 | 意思能力を有しない者が行った法律上の行為は、法律に明文の規定はないが、 <b>無効</b> と解されている  |

### 3 行為能力

|    |   |
|----|---|
| 意義 | <b>行為能力</b> とは、自己の行為により、法律行為の効果を確定的に自己に帰属させる能力をいう   |
| 趣旨 | 意思能力のない者が行った行為は無効であるが、この証明は困難であるため、一般的に能力不十分とみられる者を <b>制限行為能力者</b> としている。そして、その者のなした法律行為を一律に <b>取り消し</b> うるものとし（本人保護）、 <b>制限行為能力者</b> として定型化することで、取引の相手方に注意を促して、相手方の不測の損害を防止している（相手方保護） |

## 3 制限行為能力者制度①

重要度

A



### 1 未成年者

未成年者とは、**20歳未満の者**をいう（4条）。もっとも、未成年者であっても、婚姻すれば成年者として扱われる（**成年擬制**／753条）。

未成年者が法定代理人の同意なく行った法律行為は原則として取り消すことができる（5条1項2項）。法律行為の取消しは、未成年者が**単独**でもすることができる（120条1項参照）。

ただし、①単に権利を得または義務を免れる行為、②処分を許された財産の処分、③営業を許された場合の営業に関する行為については、取り消すことができない（5条1項ただし書、同条3項、6条）。

### 2 成年被後見人

成年被後見人とは、①精神上の障害により**事理を弁識する能力を欠く常況**にあり、かつ、②家庭裁判所の**後見開始の審判**を受けた者をいう（7条、8条参照）。

成年被後見人の法律行為は、これを取り消すことができる（9条本文）。成年被後見人の同意があっても取消しの対象となる。

もっとも、**日用品の購入その他日常生活に関する行為**については取り消すことができない（9条ただし書）。

### 3 被保佐人

被保佐人とは、①精神上の障害により**事理を弁識する能力が著しく不十分**な者であり、かつ、②家庭裁判所の**保佐開始の審判**を受けた者をいう（11条、12条参照）。

被保佐人は、原則として単独で法律行為を行うことができるが、民法の定めのある数種類の行為をなすには、保佐人の同意を要する。この同意を欠く場合は、取り消すことができる（13条参照）。

### 4 被補助人

被補助人とは、①精神上の障害により**事理を弁識する能力が不十分**な者であり、かつ、②家庭裁判所の**補助開始の審判**を受けた者をいう（15条1項、16条参照）。

補助人の同意を得ることが必要な行為につき、同意を得ずに行った法律行為は取り消すことができる（17条4項）。



|        | 意 義  | 法律行為の効力   | 保護者          | 保護者の権限                           |
|--------|--|---|--------------|----------------------------------|
| 未成年者   | 20歳未満の者<br>(成年擬制の場合は除く)                                | 原則：法定代理人の同意がなければ、取り消すことができる<br>例外：①単に権利を得または義務を免れる行為<br>②処分を許された財産の処分<br>③許可を与えられた場合の営業 | 親権者または未成年後見人 | 同意権 ○<br>取消権 ○<br>追認権 ○<br>代理権 ○ |
| 成年被後見人 | ①判断能力を欠く常況にある者<br>②本人または一定の者の請求<br>③家庭裁判所の後見開始の審判を受けた者 | 原則：取り消すことができる(後見人の同意があっても取消可)<br>例外：日用品の購入等は取消不可  | 成年後見人        | 同意権 ×<br>取消権 ○<br>追認権 ○<br>代理権 ○ |
| 被保佐人   | ①判断能力が著しく不十分な者<br>②本人または一定の者の請求<br>③家庭裁判所の保佐開始の審判を受けた者 | 原則：自由に法律行為ができる<br>例外：一定の行為(13条参照)は保佐人の同意がなければ取消可<br>ただし、日用品の購入等は取消不可                    | 保佐人          | 同意権 △<br>取消権 △<br>追認権 △<br>代理権 △ |
| 被補助人   | ①判断能力が不十分な者<br>②本人または一定の者の請求<br>③家庭裁判所の補助開始の審判を受けた者    | 原則：自由に法律行為ができる<br>例外：17条1項の審判を受けた被補助人は、13条1項所定の行為の一部については、補助人の同意がなければ取消可                | 補助人          | 同意権 △<br>取消権 △<br>追認権 △<br>代理権 △ |

※△印…一定の要件のもとで認められる。